

令和3年2月24日

## 保険料率改定についてお知らせ

保険料率の設定が、事業所にお勤めの方は令和3年3月分保険料から、任意継続被保険者の方は令和3年4月分保険料から下表のとおり変更致します。

### 【変更前】

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険料	104/1000	基本保険料 62.319/1000	事業主	52/1000
		特定保険料 40.591/1000	被保険者	52/1000
		調整保険料 1.09/1000		
介護保険料	18/1000		事業主	9/1000
			被保険者	9/1000

【変更後】 ※昨年度より料率には変更はございませんが、健康保険料の内訳が変更となります。

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険料	104/1000	基本保険料 52.244/1000	事業主	52/1000
		特定保険料 50.606/1000	被保険者	52/1000
		調整保険料 1.15/1000		
介護保険料	18/1000		事業主	9/1000
			被保険者	9/1000

- 基本保険料 . . . 当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
- 特定保険料 . . . 高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料 . . . 全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※ 介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみとなります。